

## 有機農業普及啓発事業を振り返って

土井孝文  
(全有協事務局長)



全有協は、平成20年度に開始された有機農業普及啓発事業に4年間関わってきた。当初は「有機農業総合支援対策」の中の普及啓発事業としてスタートしたが、22年度よりは「生産環境総合対策事業」の中の事業となった。政策目標も「平成23年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が50%以上」から突如として「有機JAS認定農産物の生産量を平成26年度までに5割増加」に変わり、さらには政権交代を受けて実施された事業仕分により「有機農業モデルタウン事業」がなくなった。このように「推進法に基づく有機農業」が大きく揺れる中、全有協は有機農業推進法に基づいて制定された基本方針に則ったものとして普及啓発に取り組んできた。

この4年を振り返ると、有機農業に関心を持つ人の多様な層の参加と地域的な広がりが加速度的に増していることを実感する。このことは有機農業が安全な食料生産の手段としてだけでなく、自然循環機能に依拠した地域の環境、経済、社会を構築する上で大事なことであり、「平成23年度までに有機農業のより深い理解を持つ消費者の割合を50%以上にする」という『有機農業の推進に関する基本方針』の目標に資する事業としての役割を少なからず果たせたといえる。但しこれは各地域の多様な人々の自主的努力により結集された人々との協働があって、はじめて大きな成果を上げることができたことを強調しておかなければならない。

施策説明会として、北は北海道から南は鹿児島まで4年間で計39回開催され、いずれの年も成果目標を上回る参加があった。注目すべき点は企画する実行委員会側に、生産者の他、消費者・流通関係者等多様なセクターの人が参画したことである。各地で開催されたオーガニックフェスタには、他県から視察も兼ね参加し、自県でもフェスタを開催したいという関係者も多く、全国各地域へ更なる拡大を見せている。全国及び地元地域のメディアにも数多く取り上げられた。WEBにおいては「ゆうきひろがるポータルサイト」を立ち上げ、ソーシャルメディアによる展開を始めたことにより一層認知度が進んでいる。

「有機食育」プロジェクトでは小中学校をはじめとする教育現場に制作資料を配布し各地で反響を呼んだ。「有機元気塾」については、今までにない多彩な人々(学生・学者・NGO・IT関係者等)が全国各地から参加したことにより新しい企画が生まれた。彼らが企画する「有機農業による町づくり人づくり」が今後各地で試行され有機農業発展の起爆剤になると期待される。

思えば昨年3月11日午後2時46分、私は農水省で23年度本事業の説明を受けていた。そのことを単なる偶然と思いたくない。東日本大震災とその後の原発事故による放射能汚染が多大な被害を与えたが、復興に向けあらためて地域に根ざした有機農業の価値が再認識されているからだ。それは、「安心」「安全」に留まらず「自然の循環」を大事にすること、「エネルギー多消費社会」を見直すこと、多くの人々をつなぐこと等、多様な価値の認識である。それらの価値を数字で表すのは難しいが、国民の声に寄り添った「地域に広がる有機農業」として集約され実践されている。確実に全国各地でうねりとなり広がっている事実を国に受け止めさせ、改めて政策の根幹となるよう働きかけていきたい。

## 有機農業推進法の理念を守ろう

大江正章（全有協理事・commons代表）



### 有機農業推進法がめざしたもの

有機農業推進法が成立して5年が過ぎた。有機農業の推進に関する基本的な方針（2007年4月27日策定）も「おおむね5年間」の対象期間が終わり、見直しの時期を迎えている。ここで私たちは有機農業推進法の意義を確認し、今後の国の政策への対応と自らの取り組みについて考えていかなければならない。

いうまでもないことだが、有機農業推進法の最大の特徴であり、画期的な点は、法律制定の前提として、有機農業推進の基本理念を掲げていることだ。これは、JAS法に基づく有機JAS制度が商品としての有機農産物の規格を定めるための国家管理の規制制度であることとの最大の違いである。改めて、有機農業推進法の推進理念を振り返っておこう（第3条1～4）。

- ① 農業者が容易に有機農業に従事できるようにする。
- ② 消費者が有機農産物を容易に入手できるようにする。
- ③ 有機農業者と関係者と消費者の連携の促進を図る。
- ④ 農業者らの自主性を尊重して推進する。

中島紀一は、この理念を「①誰でも取り組める有機農業、②国民の日々の食卓をつくる有機農業、③消費者が農業を理解し、生産者と手を結ぶ有機農業、④自主性を尊重した有機農業」と的確に整理している（『有機農業政策と農の再生——新たな農本の地平へ』commons、2011年）。これに基づいて、国と地方自治体は有機農業を推進する責務を有し（第4条）、44都道府県（2月21日の伊藤博行農業環境対策課課長補佐の説明）で「有機農業推進計画」が定められるに至ったのである。

そして、2008年度から有機農業総合支援対策によって、参入促進事業や普及啓発事業などが始まり、有機

農業モデルタウン事業が大きな成果をあげた。そこでは、農業の現状に即さない数値目標が掲げられたこともあったが、有機JAS認定を受けているか否かが事業参加の条件とされたことは一度もない。なぜなら、それが有機農業推進法のそもそもの理念だったからである。

### 地域に広げる有機農業の意義

1月12日に全有協の三役・在京理事・事務局で行った、2012年度以降の運動の進め方と組織のあり方に関する意見交換会では、全有協の本来の活動が「地域に広げる有機農業——有機的に人がつながる地域をつくる」であることが、全員の共通理解とされた。2011年度に全国8ブロックで行われた「施策説明会」と、新たに取り組んだ「有機元気塾」は、その点で大きな成果を上げている。有機農業推進法の理念を体現する普及啓発事業の意義は、非常に大きい。

施策説明会で私がとくに印象的だったのは、4000人が参加した「オーガニック・フェスタ in あきた2011」と、700人が参加した「なごや国際オーガニック映画祭」である。

前者の目的は、①有機農業に取り組む生産者を掘り起こし生産者のネットワークをつくる、②有機農業に取り組む生産者と安全な農産物を求める消費者・実需者が出会う場をつくる、③有機農業の価値観（自然とのつきあい、暮らし方、食べ方などを含む）を広め有機農業に関心をもつ人を増やすなど。この目的を果たすために、有機農産物、加工食品・惣菜などの対面販売、食と暮らしを考える展示などが行われた。

出展者は、将来有機農業をめざすという条件で減農薬・減化学肥料栽培以上も認めている。そして、その

## 秋田方式による表示例

オーガニックフェスタinあきた2011				
出展物の栽培方法(農産物)				
●●農園				
作物名	化学肥料	農薬	認証の有無	備考
米	なし	なし	あり	あきたこまち JAS認証
トウモロコシ	なし	なし	なし	
ニンニク	1/2以下	なし	なし	
タマネギ	1/2以下	1/2以下	なし	

基準を満たしているかどうかを実行委員が事前に圃場に出向いて確認し、会場では栽培方法が掲示され、来場者が確認できるようにした。この方法は、地域に即した自主基準や表示方法という面で大いに今後の参考になる。

また、終了後に作られた「秋田発！オーガニックフェスタをはじめよう」は、よくある無味乾燥な報告書とはまったく異なっている。目次の「趣意書を作る」「出展の基準を作る」「有機であることを確認する」「開催資金を集める」などがそのまま各地で同様なフェスタを開くための、すなわち地域に有機農業を広げるためのマニュアルとして使えるのだ。

後者は狭義の有機農業関係者ではなく、有機農業に興味を持ってはいたが「食べる」だけだった人たちが、さまざまな場所に置かれたチラシを見て集まり、実行委員会を構成し、準備を進めた。こうして草の根的に集まったメンバーが、「有機農業に興味をもっているが、手を出しかねている人たちに有機農業の素晴らしさを伝える」という目的を、映画とトークを通して十分に果たしたと言える。

同時に、実際に食べて有機農業を感じてもらうという「ひとくち味見交流」と名付けた試食会で、有機野菜の美味しさを味わってもらい、有機農業者への支援につなげていった。現在慣行栽培をしているという生産者が書いたアンケートには、「いきなり有機農法に転換することは難しいかもしれませんが、少しずつやっていたらと思った。今日は本当にありがとうございました。参加してよかったです」と書かれていたという。

さらに、有機元氣塾は、有機農業を核とした地域づくりをこれから行おうとする参加者に、その理念・意義と実践的なノウハウを伝授することをめざした取り組みである。先進地域の見学や事例の講義をふまえて、

オーガニックフェスタinあきた2011				
出展物の栽培方法(加工食品)				
●●農園				
加工食品名	主たる原料名	主たる原料に関する化学肥料	主たる原料に関する農薬	備考
●●農園の酒	米	なし	1/2以下	特別栽培認証
こだわり味噌	大豆	なし	なし	
こだわり味噌	米	なし	なし	JAS認証
柿の種	米	なし	なし	JAS認証

参加者たちがいくつかのグループに分かれて事業計画を作成し、さまざまな経歴の講師陣から厳しくも温かいアドバイスを受けた。優秀賞や特別賞を受けたところでは、実際に新しい事業が進捗しつつあり、地域への広がりが期待できる。

これらはいずれも、志ある生産者とそれを強い意志で支える消費者という二者的関係性にとどまろうとしていない。有機JAS認定ともまったく関係ない。そして、地域で生活するすべての人たちに、安全で環境の保全に資する食べものを提供していく基盤をつくり、農と地域を元気にし、地場産業とのつながりも深めていくという意味で、新たな公共性をもっている。有機農業がそうした地平に展開していくためには、先進的な事例・政策・経営の紹介、人と人との交流、研修会や意見交換会などが欠かせない。それらこそが、全有協の果たすべき本来の役割に他ならない。

こうした観点から考えると、普及啓発事業に代わって登場した有機農産物価値理解促進事業は、内容や目的が狭いと言わざるを得ない。第一に、対象として消費者ではなく、流通・販売事業者、加工業者などが前面に出されている。第二に、そうした実需者向けに、有機JAS認定農産物の取扱促進が打ち出され、唯一の政策目標は「26年度までに5割増加」である。

これらは有機農業推進法の理念に著しく反する。その点を批判し、来年度以降の改善を求めていかなければならない。

【参考】冊子「オーガニックフェスタを始めよう」は、ウェブサイト「ゆうきひろがる」で公開予定です。



## 全有協からのご案内

### 『放射能に克つ農の営み』

#### ふくしまから希望の復興へ』

菅野正寿・長谷川浩編著

1900円＋税、コモンズ



第1章は、原発事故後の絶望の淵から福島の有機農業生産者たちがどう立ち上がり、耕すことによって放射能の米や野菜への移行をどう抑え、地域を再建しようとしてきたかの、渾身のレポートです。第2章と第3章は、その営農を支えてきた研究者たちが、現状を正確に紹介し、どんなメカニズムが働いているのかを明らかにしました。第4章は、生産者を応援する都市住民や地元大学、農家の立場に立って奮闘する流通の取り組みです。そして第5章では、これから持続可能な時代を創るためにどうすればよいかを10の提言としてまとめました。著者の多くは全有協の理事・会員です。ぜひ、読んでみてください。

### ◎全有協が共催・協力するイベント情報

#### ●3/24-25 福島有機農業視察・全国集会

##### 農から復興の光が見える

##### ～有機農業が作る持続可能な社会へ～

開始：24日(土)13時 終了：25日(日)14時半

場所：福島県(ホテル湯の華ほか)

主催：福島県有機農業ネットワーク

URL：<http://www.farm-n.jp/yuuki/sub4.html>

#### ●3/28 学校給食全国集会

場所：憲政記念館(10:00より「学校給食セミナー」)

開始：12時半 終了：16時40分

主催：全国学校給食を考える会

URL：<http://gakkyu-news.net/jp/>

### 全国有機農業推進協議会 理事一覧

理事長	金子 美登	霜里農場代表
副理事長	大和田 世志人	かごしま有機生産組合代表理事
赤城 節子		兵庫県有機農業研究会事務局長
麻田 信二		酪農学園理事長
稲葉 光國		民間稲作研究所理事長
今井 悟		自然農法国際研究開発センター理事
井村 辰二郎		金沢大地代表
大江 正章		コモンズ代表
大木 一俊		大木一俊法律事務所弁護士
木嶋 利男		MOA 自然農法文化事業団理事
工藤 彰治		MOA 自然農法文化事業団理事
合志 綱恭		オフィス54代表
澤登 早苗		恵泉女学園大学人間社会学部教授
下山 久信		さんぶ野菜ネットワーク事務局長
高橋 優子		NPO 生活工房つばさ・游理事長
鶴田 志郎		マルタ代表取締役会長
中島 紀一		茨城大学農学部教授
西村 和雄		京の農ネットワーク21理事長
野田 克己		大地を守る会取締役総合政策本部長
長谷川 浩		東北農業研究センター主任研究員
原 耕造		生物多様性農業支援センター理事長
福原 匠史		ゆうきびと会長
本田 廣一		興農ファーム代表
村山 勝茂		IFOAM ジャパン理事長
本野 一郎		兵庫県有機農業研究会理事長
吉野 隆子		オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村村長
渡邊 義明		アフアス認証センター代表取締役社長
事務局長	土井孝文	秀明自然農法ネットワーク理事
監事	秋川 実	秋川牧園代表取締役会長
	柴山 進	アグリやさと代表

全有協通信 No.14 (発行：2012年3月11日)

発行人 金子美登 (発行元 特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会)

住所：〒158-0081 東京都世田谷区新町1-6-7 コートロワール202

電話：03-5799-6177 FAX：03-5799-6302

Email：info@zenyukyo.or.jp

公式サイト：<http://www.zenyukyo.or.jp>

事業サイト：<http://www.yuki-hirogaru.net>

【入会・継続をお願いします】(年会費1口 正会員：個人1万円/団体5万円、賛助会員：個人3千円/団体1万円より)

口座：ゆうちょ銀行振替口座(支店コード：019店)00180-7-687517(当座)

名義：特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会

通信欄に「全有協会費(個人・団体)、口数、お名前、ご連絡先、ご所属等」をお書きください。